

裁判史上に残る不当判決

愛知生活保護裁判

(6月25日名古屋地裁 角谷裁判長)

政権「忖度」を明記

「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができる。」(6.25 判決文)



2009年、全国に吹き荒れた「派遣切り」。生活保護を求める派遣労働者が中村区役所をぐるりと囲みました。全国で生活保護利用者が増えるなか自民党議員による「不正受給」喧伝により全国に生活保護バッシングが広がりました。



この後、12年の総選挙で自

民党は「生活保護給付水準1割カット」を掲げて公約しました。地裁判決は「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」としたうえでこれを「考慮することができる」と明記しています。まさに政権「忖度」です。

最高裁判決を否定

憲法第13条は公共の福祉について「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」としています。そのうえで生活保護法8条2項は生活保護の基準を定めています(→)。

これまでの老齢加算廃止に関する東京訴訟最高裁判決(平成24年2月28日)と同福岡訴訟最高裁判決(平成24年4月2日)に「国民感情」の考慮を認める部分はありません。両判決ともに文化的な最低限度の生活ラインについての判断で「財政事情」の考慮を認めていません。

さらに判決は保護基準の具体化にあたって「高度の専門技術的な考察」において「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無について審査すべきという具体的な判断基準を示しています。この基準については社会保障審議会運営規則第2条「審議会の部会の設置」で下記のように審議することになっています。

「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事項を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」

第2の1 生活保護基準の評価・検証等について

生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

行政手続きでも異例づくめ

社会保障審議会基準部会長元代理の岩田正美日本女子大名誉教授は「デフレ調整について基準部会は容認などしていない」と述べています。裁判でもこれを明言し、国は一切反論できませんでした。証言

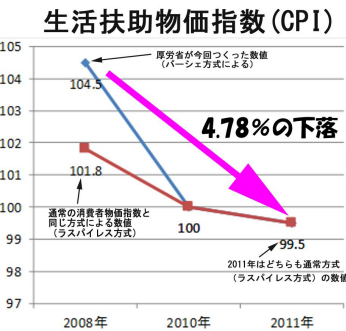
ところが判決は「審議会等による検討結果を踏まえて行うことが通例」としながら「審議会の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」として基準部会の検討を経なくても「厚労大臣の裁量権が制約され」ないとしてしまいました。これでは審議会は何んの意味も持たないことになります。

物価偽装と憲法違反

専門家の検討を行わない厚労省は自民党の10%引き下げ公約に合わせるため、算定期間も計算式も変更して物価指数を偽装しました。しかし判決はこれをすべて容認しました。

①一時的に物価が上がった年を期首に変更

判決はこれにより「同年に一時的に物価が上昇したためにその後の物価下落率が大きくなるとしても、・・・不合理であるということとはできない」



②二つの計算式を使用 地デジ化下落を利用

厚労省は08年～10年にパーシェ指数という特別な指数を使いさらに下落率を二倍にしました。これは地デジ化で多くの人がテレビを買い替え、値段も大幅に下がったことが大きな理由です。判決では「一定のバイアスが生ずることをもって」も「テレビの価格低下及び地デジ化による購入台数の増加のために物価下落率が大きくなるとしても」「不合理であるとはできない」と切り捨てた。



総合物価指数 (CPI)

2010年を基準年(=100)とする。ラスパイレス方式



「健康で文化的な最低限度」を「最低限度」に

原告たちはこの暑さの中でもエアコンを節約して、ささやかな外食をすることもある。それを判決は「多くのものは食事を1日3食取っており、外食をすることもある上、食事の内容が社会的に許容しがたいとまでは認められない」として「最低限度の生活を下回っていたと認めることはできない」としました。



判決は憲法25条が求める「健康で文化的な最低限度の生活」を生きていく「最低限度」にまで引き下げてしまいました。憲法をここまで貶めた判決はいまだかつてありません。

このような不当な判決を許すわけにはいきません。原告たちは直ちに名古屋高裁に控訴しました。

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

〒456-0016 名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館301 TEL:052-889-6921